



# 今年度の国保料が決定

## 加入者全員で支え合う「国民健康保険制度」

国民健康保険（国保）は、加入者全員で保険料を出し合い、病気やけが、出産などに必要な医療費などの給付を行う制度です。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4140）

### 国民健康保険料率が決定

令和4年度の国民健康保険料率と上限額が決定しました。（表1）  
 保険料は、①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）を合計した額です。

表1 令和4年度の国民健康保険料率と上限額

	令和3年度	令和4年度	
① 医療保険分	①所得割	7.54%	7.41%
	②均等割	2万5620円	2万6010円
	③平等割	2万4850円	2万5800円
	<b>上限額</b>	<b>63万円</b>	<b>65万円</b>
② 後期高齢者支援金分	①所得割	2.63%	2.56%
	②均等割	8610円	8690円
	③平等割	8340円	8620円
	<b>上限額</b>	<b>19万円</b>	<b>20万円</b>
③ 介護保険分 (40歳以上65歳未満の人のみ)	①所得割	1.86%	1.74%
	②均等割	9420円	9600円
	③平等割	6520円	6910円
	<b>上限額</b>	<b>17万円</b>	<b>17万円</b>

表2 保険料が軽減される所得の基準額

軽減割合	国保加入者数 (旧国保被保険者含む)	国保加入者と世帯主の前年所得 (旧国保被保険者含む)
7割	何人でも	43万円以下
5割	1人	71万5000円以下
	2人	100万円以下
2割	1人増えるごとに28万5000円を加算した金額以下	
	1人	95万円以下
	2人	147万円以下
	1人増えるごとに52万円を加算した金額以下	

・上表は給与所得者等<sup>※2</sup>の人数が1人の場合の基準です。世帯内の給与所得者等の人数で基準となる前年所得額は変わります。  
 ※2 給与所得者等：給与等の収入が55万円を超える人や、公的年金の収入が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円を超える人。  
 ・4月2日以降に加入した場合は、世帯主が加入した日の加入者数を基準とします。

表3 特別徴収の対象となる世帯の条件

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
  - ②世帯主（納付義務者）が国保に加入している
  - ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
  - ④世帯主が年額18万円以上の年金<sup>※3</sup>を受給している
  - ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ◎世帯主が今年度中に75歳になる世帯は特別徴収の対象外となります。
- ※3 特別徴収の対象となる年金は政令で定められています。複数の年金を受給している場合は、受給額の大小ではなく政令の定める順位により対象となる年金を決定します。年金の種類で一番順位が高いのは、「老齢基礎年金」です。

表4 普通徴収から特別徴収へ変更となる時期の目安

世帯主が65歳になる時期	特別徴収へ変更となる時期の目安
令和4年4月3日～令和4年10月2日	令和5年4月
令和4年10月3日～令和4年12月2日	令和5年6月
令和4年12月3日～令和5年2月2日	令和5年8月
令和5年2月3日～令和5年4月2日	令和5年10月

保険料の減免などを受けられる場合がありますので、早めにご相談ください。

**保険料の納め方は2通り**

**普通徴収**  
 口座振替や納付書により金融機関やコンビニ、スマートフォン決済アプリで納める方法です。  
 1年分を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。年度途中に加入した場合は、届け出の翌月から納付開始となります。

**特別徴収**  
 年金天引きで納める方法です。世帯内の国保加入者の年齢など、一定の条件すべてに当てはまる世帯のみが対象です。（表3）  
 既に口座振替で納めている人は、特別徴収の対象外です。

①加入者全員の前年所得<sup>※1</sup>で算定する「所得割」、②加入者一人ずつに掛かる「均等割」、③世帯単位で掛かる「平等割」で構成されています。

### 低所得者の軽減

4月1日の世帯内の加入者数と前年所得により、保険料の均等割と平等割が軽減されます。（表2）  
 加入者数には国保（国保組合を除く）から後期高齢者医療制度に

### 保険料の軽減・減免

※1 前年所得とは前年の収入から必要経費（所得税法で定められている公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

### 未就学児に対する軽減

未就学児に対しては、保険料の医療保険分、後期高齢者支援金分の均等割が5割軽減されます。低所得者の軽減が適用されている場合は、減額後の均等割が5割軽減されます。軽減後の保険料が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が保険料となります。

### 保険料の減免など

災害や失業、その他の事由で保険料の納付が著しく困難になった場合は、一定の基準に該当する限り、一定の減免が受けられます。

### 特別徴収への変更

世帯主が65歳になり、一定の条件に当てはまる場合は、普通徴収から特別徴収に自動的に変更となります。（表3・4）

国保の加入状況などで、開始時期が異なる場合があります。

**特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更**  
 申し出により特別徴収から口座振替に変更できます。希望者は

「被保険者証」「通帳など口座番号が分かるもの」「口座の届け出印」を持参、または国保課に問い合わせください。特別徴収の中止には、2〜4カ月程度かかります。

### 計算例 1

夫婦+小学生2人の4人世帯  
 夫：41歳、給与所得260万円（給与収入380万円）  
 妻：38歳、給与所得0円（給与収入50万円）  
 小学生2人：所得なし

- 軽減判定（表2参照）・・・軽減非該当  
 夫の給与所得260万円+妻の給与所得0円=260万円  
 4人世帯で軽減判定基準所得が260万円→軽減非該当
- 所得割基礎額 217万円（1000円未満切捨て）  
 夫：給与所得260万円-基礎控除43万円=217万円  
 妻：0円

- ① 医療保険分 29万600円（100円未満切捨て）  
 ①所得割 所得割基礎額217万円×7.41%=16万797円  
 ②均等割 2万6010円×4人=10万4040円  
 ③平等割 2万5800円  
 医療保険分年額 ①+②+③=29万637円
- ② 後期高齢者支援金分 9万8900円（100円未満切捨て）  
 ①所得割 所得割基礎額217万円×2.56%=5万5552円  
 ②均等割 8690円×4人=3万4760円  
 ③平等割 8620円  
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③=9万8932円
- ③ 介護保険分（夫のみ該当） 5万4200円（100円未満切捨て）  
 ①所得割 所得割基礎額217万円×1.74%=3万7758円  
 ②均等割 9600円×1人=9600円  
 ③平等割 6910円  
 介護保険分年額 ①+②+③=5万4268円

国保料年額 ①+②+③=44万3700円

### 計算例 2

夫婦2人世帯  
 夫：72歳、年金所得148万円（年金収入258万円）  
 妻：70歳、年金所得0円（年金収入90万円）

- 軽減判定（表2参照）・・・2割軽減該当  
 夫の年金所得148万円-15万円<sup>※4</sup>+妻の年金所得0円=133万円  
 2人世帯で軽減判定基準所得が133万円→2割軽減該当
- ※4 令和4年1月1日時点で65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を引いた額で軽減判定基準所得を計算します。
- 所得割基礎額 105万円（1000円未満切捨て）  
 夫：年金所得148万円-基礎控除43万円=105万円  
 妻：0円

- ① 医療保険分 14万円（100円未満切捨て）  
 ①所得割 所得割基礎額105万円×7.41%=7万7805円  
 ②均等割 2万6010円×2人=5万2020円  
 ③平等割 2万5800円  
 ④軽減額（2割軽減）(②+③)×0.2=1万5564円  
 医療保険分年額 ①+②+③-④=14万61円
- ② 後期高齢者支援金分 4万7600円（100円未満切捨て）  
 ①所得割 所得割基礎額105万円×2.56%=2万6880円  
 ②均等割 8690円×2人=1万7380円  
 ③平等割 8620円  
 ④軽減額（2割軽減）(②+③)×0.2=5200円  
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③-④=4万7680円

国保料年額 ①+②=18万7600円